

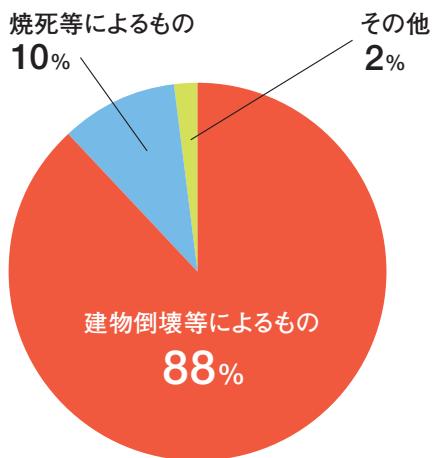
住宅の耐震診断と耐震補強

住宅の耐震診断

阪神・淡路大震災では、古い建築基準で建てられた建物の倒壊等により、多くの犠牲者が出了ました。この教訓を基に、大きな地震の際に住宅が倒壊しないよう、まずは耐震診断を実施し、必要な場合には耐震補強を行いましょう。



写真は2007年7月に発生した「中越沖地震」の状況です。(写真提供:消防庁)



阪神・淡路大震災の死亡原因

資料:平成7年6月30日現在 警察庁調べ

住宅・建築物耐震改修促進事業

大規模地震に備え、住宅・建築物耐震改修促進事業(旧すまいの安全「とうかい」防止対策事業)が、平成27年度まで実施されます。

<事業の流れ>

簡易耐震診断の希望提出	「簡易耐震診断意向確認票」に必要事項を記入し、市町村窓口へ提出。 ＜対象＞ <ul style="list-style-type: none">● 昭和56年5月31日以前に建築工事に着手した住宅● 一戸建ての住宅(店舗併用住宅などの併用住宅を含みます。)● 在来工法の木造住宅(ツーバイフォー工法や非木造の住宅は含まれません。)
専門家(長野県木造住宅耐震診断士)による簡易耐震診断(無料)	簡易耐震診断を希望された先に、市町村が耐震診断士を派遣し、簡易診断を行います。 より正確な評価を行うため、必要に応じて聞き取り調査などを行いますので、調査当日は立ち会いをお願いします。 
専門家による精密耐震診断(無料)	簡易診断の結果、耐震性に不安があるため(総合評点が1.0未満)、補強(改修)工事を行うため、さらに精密な診断を希望された先には、市町村が再度耐震診断士を派遣し、精密診断を行います。 診断は、住宅内部や天井裏、床下の調査も必要となりますので、調査当日は立ち会いをお願いします。 
耐震補強(改修)工事	住宅の耐震補強(改修)工事に、市町村が補助し、長野県が助成します。 精密耐震診断の総合評点が1.0未満の住宅に、耐震性を向上させるための耐震補強(改修)工事を行った場合、補強費用の一部を補助します。(補助対象工事費の1/2、限度額60万円、収入制限あり) 耐震補強(改修)工事を含む増築・改築・リフォーム工事に対しては、住宅金融公庫のリフォームローンによる融資もあります。 